

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	「総合的学習の時間」等の学習支援に係る業務委託について
----	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

担当係 教育活動支援係 (担当部課: 教育委員会 教育指導課)
担当者 別府内線(6151)

事業の概要

事業名	「総合的学習の時間」等の学習支援に係る業務委託
担当課	教育委員会 教育指導課
目的	「総合的学習の時間」への授業協力、外国籍児童・生徒・保護者への教育支援
対象者	区内小、中、特別支援学校の児童、生徒、保護者
事業内容	<p>1 「総合的学習の時間」への授業協力</p> <p>シニアボランティアとしての海外での活動体験を活用し、国際理解教育、環境教育、食育、キャリア教育等に関する授業内容の充実を図る。特にキャリア教育の職場体験については、かつての在職職場と学校との調整役を務める。</p> <p>2 外国籍児童、生徒、保護者への教育支援</p> <p>日本語教師として海外に派遣された経験を活用し、授業時間内はもとより、放課後においても児童、生徒、保護者に対する日本語指導や教育支援に取り組む。</p>

件名 「総合的学習の時間」等の学習支援に係る業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	教育委員会 教育指導課	委託先	NPO法人 「シニアボランティア経験を 活かす会」
登録業務の名称	「総合的学習の時間」等の学習 支援に係る業務委託		
情報はどのような媒 体に記録されている か	紙 電磁的媒体() その他()	情報はどのような媒 体で提供するのか、 取扱わせるのか	紙 電磁的媒体() その他 ()
保有している 情報項目	児童、生徒氏名 保護者氏名、住所、電話番号 外国籍児童・生徒の母語に 関する情報 学習内容の記録	左欄の保有情報の うち、業務委託に伴 い 提供する項目又は 処理を依頼する項 目	同 左
委託の理由	本事業は、「新宿区協働事業提案制度実施要綱」に基づき受託者が提案したものを、所定の審査手続きを経て、採択したものである。		
委託内容	<u>1 「総合的学習の時間」への授業協力</u> <u>シニアボランティアとしての海外での活動体験を活用し、国際理解教育、環境教育、食育、キャリア教育等に関する授業内容の充実を図る。特にキャリア教育の職場体験については、かつての在職職場と学校との調整役を務める。</u> <u>2 外国籍児童、生徒、保護者への教育支援</u> <u>日本語教師として海外に派遣された経験を活用し、授業時間中はもとより、放課後も含めて児童、生徒、保護者に対する日本語指導や教育支援に取り組む。</u>		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(予定) 来年度も、同内容で実施を予定		
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約に際しては、別紙「特記事項」を付し、提供する個人情報は、必要最低限のものに止める。 キャリア教育を学校外で実施した場合や放課後の活動で収集、提供した情報は、当日中に教員もしくは教育委員会職員が回収する。	受託事業者としての情報保護対策	別紙「特記事項」を遵守する。 収集したり、提供を受けた情報は、活動終了後、その日のうちに教員もしくは教育委員会職員に返却する。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。